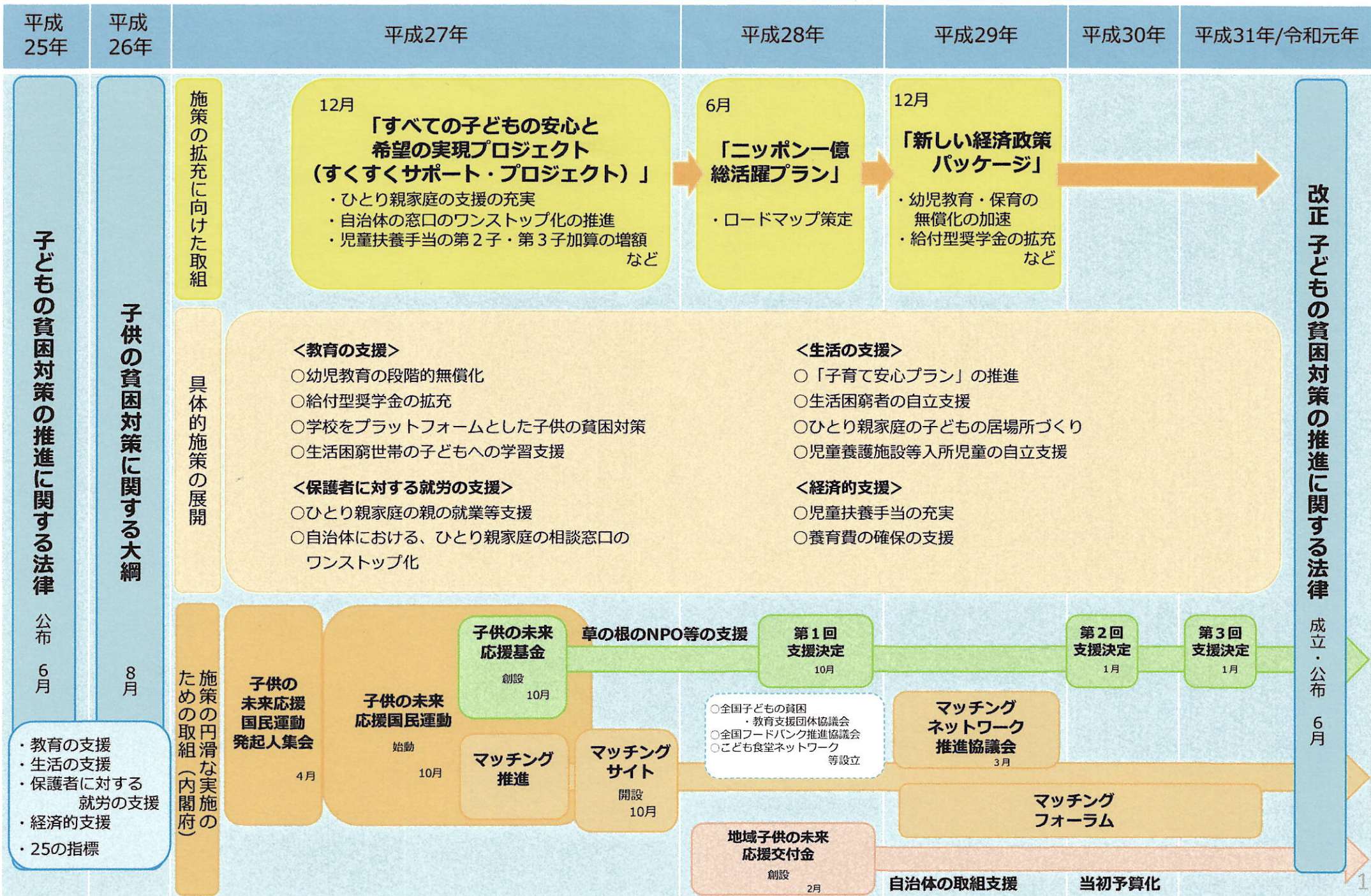


改正子どもの貧困対策の推進に関する法律について



内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)付

政府における子供の貧困対策



子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成25年6月26日法律第64号)
(令和元年6月19日改正(令和元年法律第41号))

(注) 赤字は令和元年改正による主な変更部分

- 目的**
- ・子どもの**現在**及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする
 - ・**全ての**子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、**子ども一人一人が夢や希望を持つことができる**ようにする
 - ・**子どもの貧困の解消**に向けて、**児童権利条約の精神**に則り、子どもの貧困対策を総合的に推進する
- 基本理念**
- ・**社会のあらゆる分野**において、子どもの年齢及び発達に応じて、その**意見が尊重**され、その**最善の利益が優先して考慮**されること
 - ・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて**包括的かつ早期**に講ずること
 - ・背景に**様々な社会的な要因**があることを踏まえること
 - ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

子どもの貧困対策を総合的に推進する枠組み

国	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定（閣議決定） ※子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）が案を作成 案の策定時に子どもや保護者等の意見を反映させるための措置を講ずる ・子どもの貧困の状況・子どもの貧困対策の実施状況の公表（毎年1回）
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県計画を策定（努力義務）※大綱を勘案
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村計画を策定（努力義務）※大綱及び都道府県計画を勘案



大綱に定める事項	
基本的な方針	
子どもの貧困に関する指標 <small>子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率・大学等進学率 等</small>	
教育の支援	生活の 安定に資するための支援
保護者に対する職業生活の 安定と向上に資するための就労の支援	経済的支援
調査及び研究	検証及び評価その他の 施策の推進体制

《附則第2項》

政府は、この法律の施行後5年を目途として…必要であると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

事務連絡
令和元年6月19日

各都道府県子供の貧困対策主管課
各政令指定都市子供の貧困対策主管課

御中

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)付
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正について

超党派の議員立法による「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が第198回国会において成立し、本日令和元年法律第四十一号として公布されました。

今般の改正においては、子供の貧困対策の一層の推進を図るため、目的に、子供一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを基本理念に明記するほか、子供の貧困対策に関する大綱の記載事項に子供の貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項を追加し、市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されており(別添1～3御参照)。

引き続き、内閣府、文部科学省、厚生労働省を中心に関係省庁が連携し、新たな子供の貧困対策に関する大綱の策定に向けて取り組むとともに、子供の貧困対策を総合的に推進してまいります。

なお、各都道府県・政令指定都市におかれましては、既に子供の貧困対策についての計画を定めていただいているところでございますが、今般努力義務とされた市町村における子供の貧困対策についての計画について、次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百十号)に基づく行動計画や子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)に基づく子ども・子育て支援事業計画等、盛り込む内容が重複する他の法律の規定により策定する計画と一体のものとして策定して差し支えないものとなります。また、計画策定に当たって、地域子供の未来応援交付金(別添4)も御活用いただけます。この旨、域内の市区町村(指定都市を除く)に周知いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

<本件連絡先>

(内閣府) 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付

参事官(子どもの貧困対策担当)付 井関・安藤

Tel:03-5253-2111(38222,38218) Fax:03-3581-1609

(文部科学省) 文部科学省総合教育政策局男女共同参画

共生社会学習・安全課 片山・横島

Tel:03-5253-4111(3406,3608) Fax:03-6734-3719

(厚生労働省) 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 佐々木・川畑

Tel:03-5253-1111(4882,4868) Fax:03-3595-2663

